第６９回板橋区資源環境審議会

（令和８年７月１６日（木）：午後２時００分～午後４時００分）

〇環境政策課長　それでは、定刻となりましたので、第６９回板橋区資源環境審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方にはお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事までの間、進行を務めさせていただきます、環境政策課長の河野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは開会に先立ちまして、副区長の尾科より改選委員の皆様に委嘱をさせていただきます。本日は３名の委員の皆様に委嘱状の伝達をさせていただきます。

委員名簿に所属等を記載してございますので、所属のご紹介は省略させていただきます。お名前を紹介させていただきますので、その場でお立ちいただきまして、委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。

それでは、長瀬達也様でございます。

〇副区長　委嘱状、長瀬達也様。

板橋区資源環境審議会委員を委嘱します。

令和８年５月２２日。

板橋区長、坂本健。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇環境政策課長　一島ひろし様。

〇副区長　委嘱状、一島ひろし様。以下同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇環境政策課長　わたなべ一美様。

〇副区長　委嘱状、わたなべ一美様、以下同文ですので、省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇環境政策課長　委嘱状の交付は以上でございます。ありがとうございました。

続きまして、区を代表いたしまして、尾科副区長からご挨拶を申し上げます。

〇副区長　本日は、今年度初めての資源環境審議会でございます。委員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新たな委員にご就任されました３名の皆様には、委嘱状を交付させていただきました。今後様々な角度からご意見をいただきますことをお願い申し上げます。

さて本日、坂本区長は、特別区の区長会総会と可燃ごみ焼却や中間処理清掃工場の施設管理を担うための諮問機関である特別区清掃一部事務組合評議会、さらにその後、２３区共同の廃棄物処理の調整や事業者の許可などを行う特別区清掃協議会に出席のため、千代田区に出向いており出席がかないませんので、区長に代わりまして一言ご挨拶申し上げます。

昨年度の審議会におきましては、特に今後１０年間の環境行政の方向性を位置づけます「板橋区環境基本計画２０３５」と、「板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５」の策定に向けまして、審議会の伊香賀会長を中心に委員各位の様々なお立場から活発にご議論をいただき、作成できました。改めまして、感謝申し上げます。

区の環境行政を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、昨今の中東情勢を契機として脱

化石燃料、脱炭素、再生可能エネルギーの導入が加速化し、廃棄物処理から資源化、また資源循環経済への転換、生物多様性の保全まで、一層の取組が求められている状況でございます。区では１０年間の計画の初年度の年として、計画に位置づけました各施策を着実に実行して、計画に掲げた理念を実現していきたいと考えております。
　委員の皆様には、本審議会を通じまして、板橋区の環境行政の推進にお力添えをお願いいたしまして、区長代理の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
○環境政策課長　ありがとうございました。
　それでは、本日は、今年度初めての審議会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。お手元の委員名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いできればと思います。
　それでは、一般財団法人住宅・建築ＳＤＧｓ推進センター 理事長、伊香賀俊治様でございます。
○伊香賀委員　伊香賀です。よろしくお願いします。
○環境政策課長　芝浦工業大学副学長/教授、磐田朋子様でございます。
○磐田委員　磐田です。よろしくお願いいたします。
○環境政策課長　東京学芸大学名誉教授、小澤紀美子様でございます。
○小澤委員　小澤です。よろしくお願いいたします。
○環境政策課長　国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 廃棄物処理処分デザイン工学研究室 室長の石垣智基様は、本日ご欠席のご連絡をいただいております。
　公益財団法人地球環境戦略研究機関 戦略マネージメントオフィス 戦略オペレーションディレクター、大塚隆志様でございます。
○大塚委員　大塚でございます。よろしくお願いいたします。
○環境政策課長　板橋区町会連合会副会長、大戸孝宏様でございます。
○大戸委員　よろしくお願いします。
○環境政策課長　一般社団法人板橋産業連合会副会長、増渕千人様でございます。
○増渕委員　増渕でございます。よろしくお願いします。
○環境政策課長　板橋区商店街連合会副会長の本多清司様からは、ご欠席のご連絡をいただいております。
　東京商工会議所板橋支部建設分科会長、中尾美佐男様でございます。
○中尾委員　中尾でございます。よろしくお願いいたします。
○環境政策課長　板橋区資源リサイクル事業協同組合理事長、工藤嗣人様でございます。
○工藤委員　工藤でございます。よろしくお願いします。
○環境政策課長　東京あおば農業協同組合代表理事組合長、久保秀一様でございます。
○久保委員　久保でございます。よろしくお願いします。
○環境政策課長　東京都環境衛生事業協同組合板橋区支部長、小泉雅義様でございます。
○小泉委員　小泉でございます。よろしくお願いします。
○環境政策課長　区民代表の皆様でございます。大倉幸男様でございます。
○大倉委員　大倉です。よろしくお願いいたします。
○環境政策課長　同じく区民代表の難波宏彰様でございます。
○難波委員　難波でございます。よろしくお願いします。

〇環境政策課長　議会選出の区議会議員の皆様でございます。
　板橋区議会議員、長瀬達也様でございます。
〇長瀬委員　長瀬でございます。よろしくお願いいたします。
〇環境政策課長　同じく板橋区議会議員、一島ひろし様でございます。
〇一島委員　一島です。よろしくお願いします。
〇環境政策課長　同じく板橋区議会議員、わたなべ一美様でございます。
〇わたなべ委員　わたなべでございます。よろしくお願いいたします。
〇環境政策課長　同じく板橋区議会議員、くまだ智子様でございます。
〇くまだ委員　くまだでございます。よろしくお願いいたします。
〇環境政策課長　同じく板橋区議会議員、小野ゆりこ様でございます。
〇小野委員　小野です。よろしくお願いします。
〇環境政策課長　東京都環境局総務部自治体連携推進担当課長の河野幸介様からは、本日ご欠席のご連絡をいただいております。
　最後に、板橋区副区長の尾科善彦でございます。
〇副区長　尾科でございます。どうぞよろしくお願いします。
〇環境政策課長　ありがとうございました。以上でご紹介を終わらせていただきます。
　それでは、議題に入る前に、本日の資料について確認をさせていただきます。
　本日は机上に３点、次第と委員名簿、座席表をお配りしてございます。
　そのほか、閲覧用ということで、板橋区環境基本計画２０３５（概要版）と、板橋区環境基本計画２０３５の本編、板橋区環境基本計画２０３５のアクションプラン、以上が印刷物として冊子等でお配りしてございます。
　そして、板橋区スマートシティ推進方針２０３５（概要版）のＡ３判横の資料と、板橋区スマートシティ推進方針２０３５の本編をご用意しております。
　最後に、板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５（概要版）と、板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５の本編、こちらも印刷物を閲覧用としてご用意をさせていただいておりますので、ご確認をお願いできればと思います。
　不足がありましたら、お声がけいただければと思います。
　それでは、本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会の運営方針に基づきまして、会議終了後に会議録を調製させていただきます。発言内容につきましては、事前に内容をご確認いただいた上でホームページ等で公表させていただきますので、ご了承をお願いいたします。
　なお、本日傍聴者の方が１名いらっしゃいますので、ここで入場いただきます。
（傍聴者入場）
　それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。
　以降の進行につきましては、伊香賀会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
〇会長　それでは、第６９回板橋区資源環境審議会を開会いたします。
　本日の議題について、次第に沿って進めていきたいと思います。
　まず、報告事項「板橋区環境基本計画２０３５」になります。環境基本計画は、前回の審議会で原案に対するご意見をいただき、会長一任のご了承のもと、私と事務局にて最終調整を行いまして、答申を取りまとめ、区にお渡しさせていただきました。委員の皆様のご協力に感謝

しております。
　取りまとめた答申は、委員の皆様にメールなどで共有させていただきましたが、本日は答申を受け、区が決定した最終版の環境基本計画を報告いただきます。
　また、その後、区でアクションプランを取りまとめたということですので、その辺りについても触れていただけると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。
　そして、「板橋区環境基本計画２０３５」のゼロカーボンの分野の目標達成に向けた施策として、「スマートシティとの連携」を掲げているところですけれども、これに関して新たな「スマートシティ推進方針」を策定したということですので、関連ある２件の説明について、事務局よりお願いいたします。
〇環境政策課長　それでは、ご説明させていただきます。
　まず、「板橋区環境基本計画２０３５」につきまして、ご説明をさせていただきます。
　本審議会における環境基本計画２０３５の審議につきましては、区長からの諮問を受けまして、令和６年１月開催の第６０回審議会から令和７年１２月開催の第６８回審議会までの９回にわたりまして、伊香賀会長をはじめ、委員の皆様に丁寧なご審議をいただきまして、答申を取りまとめていただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。
　前回の第６８回の審議会では、答申の取りまとめに向けたご審議をいただきました。その上でお寄せいただいたご意見を踏まえた最終的な答申の取りまとめは会長に一任いただき、会長と事務局にて答申の取りまとめを行わせていただきました。
　主な修正内容といたしましては、脱炭素の分野に関しまして、区民の取組として導入を推奨する機器の示し方、また次世代エネルギーの構成や効果、環境教育プログラム効果検証などについて修正を行いました。取りまとめた答申につきましては、委員の皆様にメールなどで共有をさせていただいた上で、伊香賀会長から区に答申をさせていただきました。
　答申を踏まえまして、区では「エコポリス板橋」推進本部における審議を通しまして、「板橋区環境基本計画２０３５」を決定いたしました。決定した計画の内容は、答申と変わらず、同じ内容となってございます。ご検討のお力添えをいただきました委員の皆様には、改めてお礼を申し上げます。
　それでは、環境基本計画２０３５（概要版）でご説明をさせていただき、続けてアクションプランのご説明をさせていただきたいと思います。
　閲覧用の概要版の方の冊子をご覧いただきたいと思います。
　まず１ページの部分でございます。
　項番の２番、計画の位置づけになりますが、本計画は、「板橋区基本構想」、「板橋区基本計画２０３５」で示されました施策を環境面から具体化いたしまして、板橋区の環境の保全に関する総合的、長期的な方針を示すものでございます。
　また、本計画はこれまで地球温暖化対策実行計画をはじめ、複数の個別計画を統合いたしまして、施策を推進することとしたものでございます。
　項番３の計画の期間は、令和８年度から令和１７年度までの１０年間でございます。
　２ページをご覧いただきたいと思います。
　「みどりをはぐくむ、循環・共生・協創のまち　～GO　GREEN　いたばし～　」を将来像に掲げまして、省エネルギーやリサイクル、自然保全など、地球環境にやさしい行動やライフスタイルの取組、区民・事業者・区の協創で、まちづくり・人づくり・自然との共生を

深め、その循環を通しまして、ウェルビーイング、幸せを実感できる持続可能なまちをめざしてまいります。

将来像の実現に向けましては、記載の６つの基本方針に基づき施策を進めてまいります。

飛びまして、４ページをご覧いただきたいと思います。

基本目標１、「ゼロカーボンがつなぐ幸せを実感できるまち」、こちらは脱炭素分野でございます。ここでは、温室効果ガスの削減目標として、区内では基準年が２０１３年度でございますが、基準年比で令和１７年度（２０３５年度）に６０％削減、区の施設では基準年比６５％の削減目標を掲げてございます。これは国が地球温暖化対策計画につきまして、２０５０年のゼロカーボンの実現に向けた野心的な目標として掲げた国の目標と連動するものでございます。

施策と取組内容につきましては、①ゼロカーボンを通じた持続可能なまちづくりということで、ゼロカーボンの取組をまちづくりや建築、また、みどりや自然、健康、防災など、多分野につなげ、持続可能なまちづくりを推進していくものでございます。

下の③スマートシティとの連携とも連携するものでございます。

②では、板橋区は、家庭部門が占める温室効果ガスの排出の割合が高いという地域特性がございますので、区民の皆様による省エネルギーをはじめとした環境行動を推進してまいります。

また④では、ゼロカーボンの推進におきましては区役所といたしましても、率先行動に取り組んでまいります。

５ページを見ていただきたいと思います。

基本目標２の「気候変動に備え地球に適応するまち」でございます。気候変動部分でございます。

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するということとともに、気候変動に対応していくため、熱中症対策・水害対策に取り組みまして、安心して暮らせるまちづくりを進めていくものでございます。

６ページ目をご覧いただきたいと思います。

基本目標３、「資源を大切にする循環のまち」でございます。この部分はこの後ご説明を申し上げます「板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５」の内容と連動するところでございます。

施策と取組内容につきましては、①では区民生活における３Ｒの推進、そして②では、循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて、ごみの発生抑制・資源循環の推進に取り組んでいくものでございます。

７ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは基本目標４、「きれいな空気・水・クリーンな住環境を感じる安心・健康のまち」でございます。生活環境分野でございます。

施策と取組内容といたしましては、①良好な生活環境の確保ということで、こちらは大気や騒音、振動、水環境など生活環境の確保に取り組んでいくものでございます。

②のまちの美化の推進につきましては、地域の美化活動の推進や、喫煙マナーの促進に渡るものとなってございます。

８ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは基本目標５、「自然の恵みと共生しネイチャーポジティブを実現するまち」、自然環境分野でございます。

施策と取組内容につきましては、①みどりや水環境の保全・活用ということで、板橋区では都市化が進む中で自然、緑が減少している状況にある中で、ウェルビーイングの観点も含め、自然の保全を図りながら、自然の恵みを享受していただく。そういった観点から、活用に関する取組も進めてまいりたいと考えております。

そして②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用ということで、生物多様性の普及啓発でありますとか、地域の自然に親しむ場づくり、機会づくりに取り組んでまいります。

最後に９ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは基本目標６、「学び、育て、主体的に行動する環境人づくり」でございます。環境教育分野でございます。

地球環境の保全について「学び」、行動できる人材を「育て」、持続可能な社会に向けて「主体的に行動する」人づくりに取り組んでいくものでございます。

施策と取組内容につきましては、①の機会づくりの促進ということでは、地域の資源やデジタルを活用した環境コンテンツの充実に取り組むほか、ＥＳＤに基づく環境教育の推進、環境教育プログラムの充実に取り組んでまいります。また環境教育・環境学習施設の機能向上として、エコポリスセンターの機能向上にも取り組んでいくものでございます。

こちらが「板橋区環境基本計画２０３５」の最終版のご説明になります。

続きまして、板橋区環境基本計画２０３５の「アクションプラン」の閲覧の冊子をご覧いただきたいと思います。

前回の審議会でアクションプランの案をお示しさせていただきましたが、調整中の部分が多く、今回完成版をお示しさせていただくものでございます。

それでは、アクションプランの３ページをご覧いただきたいと思います。

板橋区環境基本計画２０３５に示した施策を着実に実施していくために、取組に対応した事業を年度ごとの年次計画を定めるものでございます。本審議会でも環境に関する動向の動きが非常に激しいということで、このアクションプランについては短期間で見直していくべきというご意見もいただいたところでございまして、それを踏まえまして、アクションプラン実施計画につきましては、３期に分けて展開をしてまいりたいと考えてございます。

第１期の計画期間は、令和８年度から令和１０年度までの３年間とさせていただいております。

それでは飛びまして、１５ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが基本目標１のゼロカーボンがつなぐ幸せを実感できる環境のまちに関するアクションプラン、実施計画でございます。

①－１、まちづくりにおけるゼロカーボン等の取組ということでは、Ｎｏ．２の建築物の省エネルギー及び環境配慮の推進ということで、こちらは民間の大規模建築物の建築に当たりまして、省エネルギー・環境配慮に関する指針に基づきまして、省エネルギー・環境配慮型の施設整備を誘導してございまして、これを引き続き運用するとともに、Ｎｏ．１のまちづくりにおける省エネルギー、環境配慮に関する指針の策定・運用ということで、まちづくりの中でも総合的な環境配慮の誘導を図っていきたいと考えております。

１６ページをご覧ください。

①－２、まちや区民生活にぬくもりをもたらす取組ということで、木質化、いわゆる木材の活用、また断熱化の取組を通して、ぬくもりを実感できるまちづくりを推進していくものでご

ざいます。
①－３では、ひとを中心としたウォーカブルなまちづくりと交通のグリーン化の推進ということで、区有地を活用した電気自動車のカーシェアリングによるグリーンモビリティの普及を進めるとともに、ウォーカブルな観点から自転車などのシェアリング事業や、自転車通行空間整備による環境づくりに取り組むものでございます。
１７ページをご覧いただきたいと思います。
こちらでは②－１、家庭や事業所における環境にやさしい行動の促進、Ｎｏ．１０では、いたばしエコポイント事業でございます。これまでのいたばし環境アクションポイント事業をリニューアルいたしまして、エネルギーの削減効果や、省エネ家電購入などの環境配慮行動を行っていただいた区民の皆様にエコポイントを付与いたしまして、ライフスタイルの脱炭素化を推進するものでございます。この事業では新たにアプリを導入いたしまして、令和８年１０月から開始予定となっております。
続きまして、Ｎｏ．１１では板橋エコアクション事業、こちらは企業の環境経営の支援施策でございます。これまでの事業をアップデートいたしまして、専門家による企業の環境活動の改善策を提案するなど、区内企業の環境経営をサポートしてまいりたいと考えてございます。
１９ページをご覧いただきたいと思います。
③スマートシティとの連携ということで、③－１では、地域の資源や技術の活用というところでございます。この後、ご説明するスマートシティの推進方針に基づき、デジタル技術などのテクノロジーの活用を通してまちづくり、区民生活の幸福度を高め、エネルギー効率を高めるというものでございます。
今後、スマートシティは発展を図っていくものでございますが、これに資する取組として、Ｎｏ．１７の宅配ボックスの導入助成事業や、Ｎｏ．２０のＥＶバイクの補助事業などに取り組むものでございます。
２０ページをご覧いただきたいと思います。
こちらは区の率先行動ということでございまして、④－１では、区の施設のＺＥＢ化を含めたゼロエミッション化でございます。
Ｎｏ．２２は、ＺＥＢ化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルということで、区では一定規模以上の施設の新築に当たりましては、エネルギー消費量を５０％削減するＺＥＢ　Ｒｅａｄｙ以上での整備を行っていくものでございます。
このほか、Ｎｏ．２３では、区の施設への再生可能エネルギーの導入、またＮｏ．２４の区施設のＬＥＤ化などに取り組むものでございます。
２１ページをご覧いただきまして、④－３の区の環境改善活動の推進、Ｎｏ．２８でございます。こちらは、区役所におきましても、事業活動による環境負荷を低減していくということで、「板橋区環境マネジメントシステム」を運用いたしまして、エネルギーの消費量削減や廃棄物の排出削減に取り組んでいくというものでございます。
２４ページをご覧いただきたいと思います。
こちらは基本目標２の気候変動分野でございます。
①－１、健康への影響に関する普及・啓発ということで、Ｎｏ．３０では、熱中症対策の推進でございます。予防・対策情報の発信や、夏場には区の施設を休憩所として設置し、また警戒アラート発表時にはクーリングシェルターとして開放するというものでございます。

またＮｏ．３１では、給水設備のないクーリングシェルターの区の施設にウォーターサーバーを設置、運用していくというものでございます。

②の気候変動に対応した安心・安全なまちづくり（風水害対策）として、こちらでは②－１、風水害のリスクへの備えということで、「いたばし防災＋ポータル」、また「いたばし防災＋アプリ」などによる防災情報を発信いたしまして、区民の皆様の情報収集を支援するほか、Ｎｏ．３３の「ハザードマップ」の作成・配布を通しまして、水害リスクの避難行動の周知に取り組むものでございます。

続きまして、２７ページをご覧いただきたいと思います。

こちらでは基本目標３の資源循環分野でございます。

①－１では、ごみの削減や排出ルールに関する普及啓発ということで、かたつむりのおやくそくやリサイクル推進員による活動、出前講座、リサイクルプラザを通した普及啓発に取り組むものでございます。

２８ページの②－１では、ごみ減量・資源化の促進、「食べきりチャレンジ運動」やフードドライブによる食品ロスの削減の推進、また集団回収や、令和８年度からのボトルｔｏボトル開始を含めた資源回収に取り組むものでございます。

飛びまして、３２ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは基本目標４の生活環境分野に関する施策でございます。①良好な生活環境の確保ということでございます。

続きまして３３ページ、①－２の大気汚染対策です。Ｎｏ．５２では、区内の大気汚染の状況を継続的に測定監視してまいります。

そのほか、Ｎｏ．５３では、アスベスト対策ということで、解体工事などにおけるアスベスト飛散防止を図るために、工事の審査や立入検査を通した監視、指導に取り組んでまいります。

①－３では騒音、振動への対策ということで、区民の皆様からのご相談が多く寄せられるのは、３４ページ、Ｎｏ．５８の建設騒音・振動でございます。大型の重機を使用する特定建設作業などの届出審査、指導を行うほか、苦情・相談が寄せられた場合には、騒音や振動の測定や調査を行いまして、作業者への指導・監視を行っていくというものでございます。

また、①－４、河川や地下水の監視・測定に取り組んでまいります。

Ｎｏ．６０では地下水の監視、測定ということで、昨今、有機フッ素化合物であるＰＦＯＳ等の監視ということでは、東京都が実施する調査に協力いたしまして、板橋区で基準を超える井戸が確認された場合には周辺井戸について区が独自調査を行うなど、水環境の保全に取り組むものでございます。

３５ページは、②まちの美化の推進でございます。

②－１では、地域と連携した美化活動の普及促進ということで、Ｎｏ．６２、町会・自治会などによる清掃活動の春と秋の板橋クリーン作戦や、Ｎｏ．６４のポイ捨て防止キャンペーンなどを通した普及啓発に取り組んでまいります。

３６ページをご覧いただきたいと思います。

②－２、喫煙マナーの促進についてです。Ｎｏ．６５の喫煙マナーアップ推進員の活動、Ｎｏ．６６の駅頭キャンペーン、Ｎｏ．６７の公衆喫煙所の整備・維持管理などを通した普及啓発に取り組むものでございます。

飛びまして、３９ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは基本目標５の自然環境保全分野に関するものでございます。

こちらにつきましては、４０ページをご覧いただきたいと思います。

みどりの保全と活用について、Ｎｏ．７６の街並みの緑化の推進により、まちなかで感じられるみどりを増やしていくほか、Ｎｏ．７７の公園整備を通したみどりの創出、Ｎｏ．７８の樹林地の保全と継承などを通して、みどりの保全と活用を図るものでございます。

４１ページに移っていただきますと、①－２では地域の生態系の保全に取り組んでまいります。Ｎｏ．８０の生物の生息の基盤である緑地の保全、ネットワーク化を図るとともに、外来生物に関する普及啓発などにより、エコロジカルネットワークの形成保全に取り組むものでございます。

Ｎｏ．８１ではビオトープの保全や普及啓発にも取り組んでまいります。

それではアクションプランの最後でございます。４７ページまで飛んでいただきまして、基本目標６、こちらは環境教育分野でございます。

①の環境コンテンツの充実ということで、Ｎｏ．８６では、エコポリスセンターにおける展示やイベントへのデジタルコンテンツの活用を進めてまいります。

Ｎｏ．８８では、環境教育プログラムの充実を図りまして、また、Ｎｏ．８９では「板橋エコみらい塾」などを中心に指導者養成に取り組んでまいります。

４８ページでは、①－３、環境教育・環境学習施設の機能向上ということで、エコポリスセンターでございます。

Ｎｏ．９０の施設の空間・サービスとしての機能充実といたしまして、エコポリスセンターの機能充実に向けまして、平日午前は親子の居場所、午後は小学生中心の学びの場を提供して、より多くの皆様に環境に慣れていただける機会を高めてまいりたいと思います。

最後に、関連の「スマートシティ推進方針」の概要をご説明させていただきます。概要版、Ａ３判の方の資料をご覧いただきたいと思います。

第１章、方針の概要でございます。１番の背景と目的の部分ですが、スマートシティについては平成２９年からスマートシティの推進方針を策定し、取組を進めてまいりました。その後、社会情勢の変化などを踏まえまして、「板橋区らしいスマートシティ」のさらなる発展を目指すということで、今般「板橋区スマートシティ推進方針２０３５」を策定、改訂したものでございます。

第２章、現状と地域資源を踏まえた課題の整理、項番の１番、区の現状と地域資源の分析ということで、アンケート調査やヒアリングを通しまして現状把握を行い、これまで区が培ってきた多様な地域資源から板橋区のスマートシティを構成する５つのキーワード、地域資源を左下の部分になりますが、抽出をしております。

１つ目の「自然と環境の調和」ということでは、環境や自然といった地域資源、また４つ目の「便利で住みやすい生活環境」ということでは、交通利便や、商店街、医療機関集積といった地域資源、５つ目の「地域文化とのつながり」では、地域のコミュニティーやにぎわいといった地域資源がございます。

第３章では将来像と方向性をお示ししておりまして、将来像ということで「課題を価値に変え、未来をひらく　協働・共創とデジタル技術等で実現する、環境と共生する持続可能なまちづくり」と位置づけまして、その右、３つの方向性をお示ししております。

１つ目の方向性が「ウェルビーイング」、デジタル技術の活用による区民幸福度の向上とい

うことでございます。こうしたテクノロジーを活用することで、便利で快適なスマートシティを目指して、区民の皆様の生活のＱＯＬ、ウェルビーイングを高めていこうというものでございます。

真ん中の２つ目の方向性は「協働・共創」、地域資源を活かした多様な主体との協働・共創でございます。

その上で３つ目の方向性としては、「まちづくりの価値創造」、持続可能な都市基盤の構築による地域価値の創造ということで、環境の取組やＤＸの推進、また自然保全など、幅広い視点を踏まえまして持続可能なまちをつくっていくというものでございます。こちらは環境基本計画の中のゼロカーボンと連携した施策となってございます。

以上の計画を踏まえまして、板橋区の今後の環境保全、環境の取組というものを推進してまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇会長　それでは、ただいまの報告について委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。前回までに皆様から多数ご意見いただいたものは大体反映されているとは思いますが、いかがでしょうか。

〇委員　基本計画２０３５をまとめていただきありがとうございます。

２点だけ申し上げます。３期に分けて実施していきますが、地球温暖化の著しい今日において、６７ページに記載されている緑被率の目標値に変化が無いのですが、板橋区は大学の多い地域ですから、大学敷地内の緑の量、緑被率も加算してはいかがでしょうか。

２点目は、ウェルビーイングの向上となっていて用語集の解説に、「単に身体が健康というだけではなく、身体面に加え、精神面や社会面も含めて満たされ、個人や社会が良好な状態のことを言う」とありますので、「地域に居場所」があるという視点から「地域の中で対話が生まれる」という視点からの記述がスマートシティの概念の中に生まれる、という記載が欲しいところです。

〇環境政策課長　まず緑被率のお話をいただきました。区といたしましては、自然の保全を進めていくというところでございますが、平成２６年、２０１４年度以降、都市化というところの状況がある中で、区内緑被率が低下しているという状況がございます。

また板橋区は２０３０年、令和１２年までは、人口が増加するものと想定しているというところでございまして、今後もそうした土地利用、住宅や駐車場などの土地利用が進められていくということが考えられるということの中で、緑被率を上げることは難しいと考えているということを背景に、現状を維持していくという方向性をお示ししているところでございます。

一方では、そうした自然というものを維持しながら、区民の皆様に活用していただくというような視点も含めて、みどりの保全を含めた施策のさらなる推進を図っていきたいということで、自然環境分野においては自然の保全、みどりの保全活用というものを進めていきたいということで、施策の中ではそうした活用を進める趣旨の施策というものも組み込んでいるというところでございます。それが１点目でございます。

２点目はスマートシティ、環境教育に関するご質問をいただきまして、ご指摘のようにデジタル技術に限定されるものではないと考えてございまして、今ご指摘いただきました対話であるとか、体験といった取組というものも大変重要というふうに考えてございます。そういったところは多分に環境教育分野の推進においては、そういうテクノロジーだけではなく、対話、体験を通した施策というものも大事にしていきたいと考えておりますし、どういった展開がで

きるのかということは、今後のスマートシティの実践の中で考えていきたいと思いますが、特に環境教育分野におきましては、そうしたデジタル、テクノロジーということも、また対極として、ご指摘いただきました対話、体験というものを、十分踏まえながら施策を進めていきたいと考えてございます。
○委員　私の方から、ご質問を１点お願いしたいと思います。
　私の質問はですね、気候変動に伴う、そういう大雨とか水害に関連して、最近ニュースで都市水害というのがよく取り上げられていますが、マンホールが吹き飛んだりすることですね。私、この１年間この審議会でやってきましたけど、やっぱりその防災マップ、どこまで浸水する可能性がありますよとか、そういうマップはあるんですけれども、本当に集中豪雨がどこで起こったらどういうふうな現象が出る可能性があるのかということも、このスマートシティ構想の中で、ある程度踏まえというか、予備調査しておくとか、そういうふうなことが求められるのではないかなと思うんですけども、それについて、お答えお願いします。
○環境政策課長　やはり区内でも水害対策、集中豪雨の影響といったものが出ている中で、ハザードマップというのは当然防災というものを整備していく、そのアップデートもしているということで、そうしたところを踏まえながら、地域の水害対策というものを進めていく、守っていく。また、区民の皆さんにも広くそういったところを周知しながら、ウェルビーイングの１つの視点としては、安心・安全というところを確保していくということですので、スマートシティというような今お話もありましたけども、そうした観点というものを、防災部門と連携をしながら進めていくということは大事なところかと思っております。
○委員　区議の皆さんもいらっしゃいますので、ちょっと頭に入れておいていただければと思います。よろしくお願いします。
○委員　板橋区環境基本計画２０３５ということで、基本目標が１から６まであります。この基本目標、具体的な数字が入っているかと思うのですが、この数値を達成するための実際のプランがアクションプランの方に入っているのかなという理解をしているのですが、例えば基本計画の２とか３とか、その辺りですと、例えば２番の気候変動に備え、地球に適応するまちということで、目標が結構分かりやすいです。区内における熱中症搬送者数とか、クーリングシェルターの設置数とか、基本目標も結構分かりやすいんですけれども、例えば１になると、何をやったら目標が達成できるのかというのは、なかなか難しいところなのかなというふうに思っております。
　その中で、アクションプランということで、今回たくさん出していただいているんですけれども、例えば、ゼロカーボンがつなぐまちということで、２０１３年度比６０％削減と６５％削減という形で挙げていますけれども、このアクションプランを基本的に達成できれば、この数値も達成できますよという形の計画になっているのか。もちろん、これを達成したからといって必ずしも、この辺の数字って難しいところがあると思うので達成できないかもしれない。それでとりあえず１期については令和８年から１０年という形になっていて、ここで一旦やってということなのかなと思っているんですが、このアクションプランと基本目標も、基本的にはこれを達成すれば目標数値までいきますよという形でつくってきたんでしょうかということだけ教えてください。
○環境政策課長　特に基本目標１では、いわゆるゼロカーボン、脱炭素ということで温室効果ガスを削減していく。特に板橋区は住宅地が多いということで、家庭部門を中心に温室効果ガ

スを減らしていくというようなことの取組の施策を掲げております。
　基本的には、特に家庭部門、事業所部門としては、こうした取組を進めることで、温室効果ガスの目標達成というものを見込みながら立ててございますが、審議会でのこれまでのご議論でもございましたが、温室効果ガスの削減というのが、どうしても幅広い分野に及ぶというところがございます。いわゆる私どもが中心に取り組んでいるのは民生部門と言いまして、主に家庭部門、そのほかに産業部門でありますとか、運輸部門といったところがございまして、この部門の中の削減におきましては、国の施策が絡むようなところがございます。
　例えば、運輸部門でなじみがあるところでは、自動車エンジンの改善ということでは、車の燃費を技術的に改善していって、そういうプロセスの中で温室効果ガスを削減というところもあるという状況の中で、全体としてはそうした板橋区以外の取組の効果というものも含めて削減していくというところがございます。そうした中では、板橋区のその目標だけで全ての目標が達成、担保されるかというところではないんですけれども、それぞれの役割分担の中で、その役割の部分においては目標達成に向けた取組を進めていこうということで、そんな下地を踏まえて、今回板橋区の温室効果ガスの削減目標ということで、特に家庭部門中心に達成をしていこうと定めさせていただいたというところでございます。
○委員　板橋区全体かは分からないんですけども、最近シェアハウスって外国人の方が　１軒の家の中に５人、６人で住んでいるわけですね。そして、その住んでいる方が中国の方とか東南アジアの方などいろんな方が住んでいるんで、ごみを捨てるときに、中国語では書いて塀などに貼っておくんですけども、ばらばらに捨てていくんですね。なかなか日本語が通じないので、難しい問題で、これが地域でもそんな話をよく町会などで聞きますので、もうちょっと外国語でも３か国か４か国ぐらい書いた、そういうパンフレットみたいなものがあればいいなと思います。特に夜遅く帰ってきて、朝早く出ていくという、なかなかその方たちと会うということもできないので、そのようなことが紙に書いたものがあればいいなと思うんですけれども、いかがですか。
○資源循環推進課長　資源循環推進課長からお答えさせていただきます。
　ご指摘のとおりですね、やはり外国籍の方の住民が増えているということで、認識不足、文化の違いということもあるんですけども、排出マナーというところでは、区としても課題として認識しているところでございます。
　今委員からもありましたように、中国語であったりとか、英語であったりとか、あとはハングルであったりとか、そういったものは一定、分け方のチラシであったりとか、対応しているところでございますけども、近年いろんな国籍の方が増えているという現状でございますので、その際に個別の国籍に応じて事前にご相談などいただいた際には、その国籍の方に応じて個別に対応している場合もございますので、万が一、そういったお困り事がありましたら、管轄の清掃事務所に、ご相談をいただきたいというところです。あともう一点、今回こういった情勢も踏まえまして、外国籍の方向けの出前講座といいますか、ごみの排出のマナーを改めて学んでいただく、こういう会を現在、今、企画中でございますので、そういったことも実施しながら、排出マナーの向上には努めてまいりたいというふうに考えてございます。
○委員　スマートシティ推進方針２０３５（概要版）の中で、第２章の１の区の現状と地域資源の分析、その中でアンケート調査が載っていますが、アンケート調査の結果として、地域課題の解決を最優先すべきとの回答が最多、多いということで指摘されているわけですが、公表

できないのかどうか分かりませんが、具体的に地域課題というのはどのようなものが挙げられていますか、公表できる範囲で教えていただければと思います。
○環境政策課長　アンケート調査ということで、実施をいたしました。非常に様々な範囲に及ぶということになりますけれども、一応、全体としての方向性といたしましては、いわゆる安心・安全を重視するという結果が出ております。いわゆる災害対応ですとか防災といった、そういったところの区民の皆様のニーズがアンケート結果から分かるというところでございます。
　また、やはり地域課題を解決するという、そうしたお声も非常に寄せられていまして、いわゆる交通の問題というようなところもアンケート結果の方向性として見えるといったところでございます。
　そのほかにも、デジタル技術を活用して、そうしたまちづくりを今後は進めていくといったような視点も寄せられておりますけれども、先ほど申し上げました、やはり安心・安全を大切に、またこの地域の課題というようなところを解決につなげていくような、そうしたまちづくりを求める声があるというような振り返りをさせていただいております。
○委員　私からは感想と２つのお願いをお伝えさせてください。
　改めて拝見しまして、環境基本計画、それから、スマートシティ推進方針について、どちらもウェルビーイングが最終的なゴールとして設定されています。これは、板橋区の基本構想等から流れてきて、そのように目標としているのだと思います。改めてご説明していただき、とてもよいなと感じました。
　というのも、冒頭、副区長のお話の方から中東情勢等の影響等についてのお話がありましたが、環境問題とかサステナビリティを生業にしている業界では、皆さんのご関心が、そうした安全保障とか、あるいは経済の問題の方に大分今引っ張られていて、本来取り組まなくてはいけない環境課題であるとかサステナビリティに関する課題への取組が、ややもすると停滞しがちだという感覚がございます。そのためにどうやって人々の関心をつなぎ止めるために、あるいは人々と一緒に協働していくためにどういうナラティブを組み立てなくてはいけないのかなということが改めて議論になっています。板橋区の環境基本計画とスマートシティ推進方針の中で、ウェルビーイングをトップに据えたということは、既に共通のゴール、皆さんのご関心を引き止めるための仕組みが組み込まれているので、そういう意味で改めて大変よいなと感じた次第でございます。
　その上で、そうはいっても区民の皆さんのご関心は色々なところに移ろったりすることがあるかと思います。ここで計画された施策をしっかりと推進することが極めて重要であると考えまして、本日お集まりの各部局の皆様の総力を集めて、今後、施策の実施に努めていただきたいと思います。これが１点目です。
　２つ目は、環境基本計画の方のアクションプランでは３年ごとに見直しというのは、これまでもそうだったのかもしれませんが、大変よいと思います。今日ハイライトでご説明をしていただいて、数が多いのでアクションに過不足があるのかというのを判断するのはこの場ではできずコメントができないのですが、しっかりと施策を進めながら、ラーニング・バイ・ドゥーイング、やりながら学ぶという形で、次の期、２０２９年からの３年間に向けた施策をしっかり考えながら、過不足を埋めるような形で進めていただけたらありがたいなと思いまして、私もご議論に参加できることがありましたらぜひ協力させていただきたいと思います。
○環境政策課長　環境基本計画につきましては、環境部門だけでなく、他部門の施策も取り入

れてとりまとめてございますので、今後の推進に当たりましては、部を超えて全庁的な取組として進めてまいりたいと考えてございます。アクションプランにつきましては、審議会でもこれまでご議論がございましたが、短い期間での見直しをいたしまして、ご指摘がありましたように、場合によっては施策の入れ替えといいますか、そうしたことも視野に入れながら、やりながら学ぶということで、区といたしましてもそうしたところを見せながら、まずは３年間、この施策の実施状況というものをよく見極めながら、その先の３年、６年というものを見据えながら施策を推進していきたいと考えております。

○委員　２点要望をお伝えさせていただきたいと思います。

　１点目に、区立公園条例ではたばこのポイ捨てが禁止されていると思うんですけれども、このアクションプランのほかにも喫煙マナー促進というようなことが書かれていまして、区立公園以外にも路上での喫煙とかポイ捨てに関して、何かそういう罰則規定などが条例で設けられているというようなことがありますでしょうか。

○環境政策課長　こちら路上でのというところは、罰則規定は現状設けていないというところです。一応区内では８か所の路上喫煙禁止区域を設けていまして、そこでは一応禁止というところになっており、禁止の呼びかけはしているところですが、特段罰則については、繰り返しになりますが、今は設けていないという現状でございます。

○委員　区民の方でクリーン活動などで清掃してくださっている方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、お声が届いていまして、もう毎日毎日拾っても落ちているということでしたので、渋谷区さんなどでは罰則、過料の適用だと思いますが、やっていらっしゃるというところも聞いていますので、ぜひ今後制度化していただくということをご検討お願いしたいと思います。

　そして２点目なんですが、区民活動をされている区民の方から、板橋区の職員さんが駅頭で清掃活動をやってくださっている、すごいねという声を頂いていまして、このアクションプランの中の３６ページの駅頭キャンペーンのことなのかなと思って拝見をしていたんですが、区民の方からの反応というか、通っていらっしゃる方からの反応ですとか、あとはまちの状況なんかをどのように感じていらっしゃるかということについてお聞かせください。

○資源循環推進課長　では、資源循環推進課からお答えします。

　そうですね、お褒めの言葉を頂きまして、まずありがとうございます。こちらにつきましては、今おっしゃったように６６番、３６ページの駅頭キャンペーンということで、ボランティアの方、マナー推進員の方と区職員、これ大体年間３０回程度ですけども実施していまして、私も機会があるともう今年度何回か参加をさせていただいているところでございますけども、やはりやっていく中でそういったお言葉も頂きますし、そこでもやはりたばこの関係もそうですし、ポイ捨てもそうなんですけれども、そこでも生の声といいますか、実際駅前を中心にはなるんですけども、そこで実際聞くこともありますので、そこも実際生の声ということで非常に我々としても重く受け止めてございますので、そこが改善できるような努力というのは引き続き取り組んでまいりたいというふうに感じているところでございます。

○委員　お声をくださった区民の方は、ご自身が毎日たばこの吸い殻を拾っていらっしゃる方なので、気がついて職員さんに声をかけていたというふうにおっしゃっていたんですけれども、ちょっと朝の時間帯は皆さん忙しいので、どのぐらい関心を持って見てくださっている方がいらっしゃるのかなと思いまして、せっかくこうして職員さんたちも頑張ってくださっているの

で、ぜひそれが区民の皆様に伝わるように、熱伝導だと思いますので、ＰＲをしながらぜひやっていただけたらなと思います。たくさんの方を巻き込んでやっていただけたらなと思います。
〇資源循環推進課長　そうですね、やはりそういった活動を増やす、もちろんポイ捨てをなくすということも大事ですので、それのＰＲもやっていきたいと思いますし、委員から多くの今励ましの言葉といいますか、ありがたいお言葉を頂きましたので、これは帰って職員の方に伝えまして、士気を上げていきたいなと思っています。
〇委員　私の方からは、基本目標２のところのクーリングシェルターについて少しお伺いしたいと思うんですけども、今回、地球温暖化に伴う猛暑が常態化する中で、非常にこのクーリングシェルターの取組については重要かというふうに思っております。目標値約３０増というふうな形になっておりますけれども、今後の増設先の配置計画というか、具体的にどのような施設、民間連携を想定されているのか、その選定方針があればお聞かせいただきたいということと、あと、２点目に、同じくクーリングシェルターの件につきまして、実は東京都におきましてはクーリングシェルターとともにクーリングシェアスポットというふうな形で、屋外に屋外ミストであったり、シェードであったりとかという形で涼を取るような取組も推進をされております。なかなか公共施設や薬局等には入りづらいという方に関しては非常に心理的なハードルがなくいいのかなというふうにも感じておりますけども、例えばクールシェアスポットのように屋外での取組というようなものが今後開拓していく方向性があるのかということも含めてお聞かせいただければと思います。
〇環境政策課長　クーリングシェルターについて、区の施設に設置をというところから始めまして、それが今現在では、区内の薬局に展開をしているということで、民間にも拡大をしてきたというところで、そうしたところを環境部門と健康部門で共有しながら計画の中に位置づけさせていただいているというところでございます。今後につきましては、大きな計画的な形でクーリングシェルターを拡大していくというところはないんですけれども、クーリングシェルターに指定されていない施設の状況でありますとか、そうしたところの精査を踏まえまして拡大というところについては健康部門と共有をしているというところでございますので、その辺で今後、令和８年度までということで計画化しておりますけれども、それ以降の拡大については鋭意検討してまいりたいと考えてございます。
　東京都のいわゆる避暑施設といいますか、スポット等のお話でございます。東京都さんにおきましても、ご案内のような、いわゆる避暑対策ということで進められておりますけれども、現在はそうした取組との連携というところでございます。そうした施策を区の施策に反映させるというところまでは至っていないところでございますけども、そうした板橋区が実施するところ、東京都が実施するところというところを連携しながら区民の皆様にお示しをしていきながら活用をしていただくというところでございますけれども、そうした取組については東京都とも、さまざまな場面で情報共有させていただいていますので、今後の区の取組についても、東京都の取組も十分に参考にしながら検討していきたいと考えております。
〇会長　それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。
　報告事項「板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。
　「板橋区一般廃棄物処理基本計画２０３５」につきましても「板橋区環境基本計画２０３５」と同様に、前回の審議会での提案に対するご意見を頂いて、会長一任のご了承の下、私と事務

局にて最終調整を行いまして、答申を取りまとめ区にお渡しさせていただきました。
　本日は、答申を受け、区が決定した最終の一般廃棄物処理基本計画を報告いただきます。
○資源循環推進課長　では、事務局の資源循環推進課長の町屋と申します。よろしくお願いいたします。
　それでは、「一般廃棄物処理基本計画２０３５」につきましてご報告をさせていただきます。
　概要版を使って説明させていただきます。まずは１ページの方をご覧いただければと思います。１ページが第１章の計画の基本的事項でございます。本計画につきましては廃棄物処理法に基づきます第五次計画として令和８年度から１７年度までの１０年間を対象とした計画となってございます。ＳＤＧｓや循環経済への移行など、国内外の動向を踏まえつつ、板橋区の特性に合わせた廃棄物処理と資源循環の方向性を定めるものでございます。
　続きまして、第２章、一般廃棄物処理の現状でございます。２ページをご覧いただければと思います。国内外ではＳＤＧｓの達成や循環経済への移行が重要課題となっているところでございます。国におきましては、資料の（２）のところですね、国におきましては食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法の施行、加えて新たに策定した国の第五次計画では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会様式につながります一方通行型の線形経済、いわゆるリニアエコノミーから、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効活用する循環経済、サーキュラーエコノミーを大きく打ち出しているという現状でございます。
　続きまして、３ページに行きまして、東京都の動きにおきましても「ゼロエミッション東京戦略」を策定してCO_2排出量実質ゼロに向けた食品ロスであったりとかプラスチック削減目標を定めているというところでございます。
　続きまして、区の状況といたしましては、４ページにございます資源とごみの分別区分で収集をしている中、一応こちらが今現在区が分別収集している一覧があるんですけども、そういった中で、次のページの５ページに行きますけども、ごみ量の推移にありますように、区収集のごみ量は減少傾向にありまして、令和６年度には１２万２，０００トン余となってございます。一方、資源回収量、下のグラフでございますけれども、資源回収につきましては、プラスチック資源回収の区内全域回収、令和６年度から実施したところですけれども、令和６年度に2万8，２８５トンまで増加をしたという状況となってございます。
　続きまして、前の計画の進捗状況でございます。こちらは６ページにありますように、１０年間で様々な取組をした成果や区民の方の意識変化、社会状況の影響もございまして、次の７ページにございます前計画の目標達成状況ですけれども、区民１人１日当たりの資源ごみ量は目標を達成したというところで、１日５７９グラムまで減少したというところで、一方で、下のリサイクル率につきましては２５％というところで、数字は改善しましたが目標の２８％には届かなかったというところの課題が残ったところでございます。
　続きまして、８ページでございます。第３章の将来像と基本目標でございます。この計画の基本理念につきましては、人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現でございます。この理念の下、２つの達成目標を掲げてございます。まず１つ目は、循環型社会の実現です。区民、事業者、行政の協働によってごみを出さない社会を目指すというものでございます。２つ目は、循環型廃棄物処理システムの構築でございます。環境負荷の少ない持続可能なごみ処理システムの構築を目指すというものでございます。
　続きまして、９ページに行きます。基本方針と施策体系でございます。本計画では６つの基

本方針の下、ごみ処理基本計画におきまして、記載のとおり右側にございますけれども、５つの施策を設定しているというところでございます。こちら概要につきましては後ほど１２ページ以降でご説明をしてまいります。

続きまして、隣の１０ページをご覧ください。１０ページが基本目標でございます。この計画の主要な目標といたしまして、次の令和１７年度、１０年後には区民1日1人当たりの資源ごみ量を４６６グラムまで削減することを掲げているものでございます。これは令和６年度比で１９％の削減を目標に定めてございます。また、資源ごみの年間排出量につきましても１０万3，３００トンまで削減することを目標としてございまして、こちらも同じく令和６年度比で１６％の削減というところを目標としてございます。

続きまして、１１ページをおめくりいただきまして、個別の重点目標として品目別を挙げてございます。まず1段目、紙類は２０％、2段目のプラスチックを３０％、一番下の3番目、食品ロスを２５％削減するというところを目指していくというところでございます。

続きまして、隣の１２ページをご覧いただければと思います。先ほど9ページでご説明いたしましたごみ処理基本計画の５つの施策の概要についてご説明をいたします。

１つ目は、情報発信・普及啓発でございます。多様な区民像に対応いたしました伝わる仕組みづくりを進め、区民、事業者との共創型情報発信というのを目指してまいります。例えば、ＳＮＳを活用した情報発信や、先ほどご質問が出ましたけれども、外国籍の方を含めた多言語対応の充実というのを図ってまいりたいと考えてございます。

次に、１３ページをご覧ください。2つ目の施策としては発生抑制（リデュース）、それと再使用（リユース）でございます。効果的な情報発信と行動の後押しによりまして、食品やプラスチック資源の無駄な廃棄を減らすというものでございます。具体的には、現在行っています食べきりチャレンジ協力店の拡大や、リユース促進のイベント開催などを想定してございます。

次に、隣の１４ページでございます。3つ目は、再利用促進、こちらはリサイクルでございます。資源の循環利用を“みんなごと”として実感できるまちづくりを目指すというものでございます。プラスチック資源の分別回収の徹底、集団回収の支援強化などを実施していきたいと考えてございます。

続きまして、１５ページでございます。４つ目は、収集運搬でございます。多様化する区民ニーズや担い手不足に対応いたしまして、効率的で持続可能な収集運搬体制の構築をしてまいるものでございます。高齢者・障がい者向けの戸別収集の拡大や、ＡＩを活用した効率的な収集ルートの検討などを図ってまいりたいと考えてございます。

次に、隣の１６ページでございます。最後の５つ目は適正処理・処分というところでございます。安定的なごみの中間処理、最終処分の体制を維持しつつ、災害時の対応力強化も図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、めくっていただいて１７ページでございます。食品ロス削減計画でございます。こちらの計画につきましては、食品ロス削減推進に関する法律に基づきまして、今回から新たに食品ロス削減推進計画を策定し、この計画に包含したというものでございます。なお、この計画の中では「食べ物をごみにさせない」、本当に食品ロスの最大目標だと思うんですけれども「食べ物をごみにさせない」をスローガンに、区民、事業者への情報発信、フードドライブの事業の拡充などを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、１８ページでございます。生活排水処理基本計画でございます。本計画におきましては、下水道使用率１００％を目指しつつ、現状は区内９９％以上いっているところではあるんですけども、一部浄化槽の適正管理であったり、し尿の適正管理を継続して実施するものでございます。

本計画の実現におきましては、行政だけではなくて、区民、事業者との協働が不可欠であると考えてございます。ＳＤＧｓの達成、循環経済への移行という大きな社会変革の中で板橋区が先進的な取組を展開いたしまして、持続可能な資源循環型社会を目指していきたいと考えてございます。

駆け足で雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○会長　それでは、ただいまの報告について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○委員　今ご説明いただきましたように、処理の方針というのは理解いたしました。今までの最初の方の情報発信、普及啓発というようなところが非常に重要だと思っています。先ほどもありましたけれども、外国人の方の不適切なごみの捨て方とかも、結局はどうやって捨てていいのか分からないとかというのもありまして、これは多分日本人も同じ状況だと思っています。ごみの捨て方なんかは、多分町会を中心に普及とか啓発をしていると思うんですけれども、今は町会の加入数も大分減ってしまっていて、その辺の伝達がうまくいっていないということもあると思うので、皆さんに対してできるだけ広くその地域ごとの適切な捨て方を周知していただきたいと思いますが、そのチャネルですね、方法として今のお考えをお示しいただければと思います。

○資源循環推進課長　今の周知啓発は非常に重要な視点だと思っておりまして、先ほど来出ました外国籍の方の排出というところが、多言語の対応、例えば集積所看板であったりとかチラシであったりとかというところの個別対応の強化というところもそうですし、チラシの多言語を増やすということも１つだと思っております。もう一つは、やはり若年層というところで、特に今も現状やってございますけれども、小学生の環境学習、あと保育園の出前講座を実施していますが、そこについてもやっぱりお子さんから親御さんに言うと非常に効果があるというのは、実はイベント等を通じて聞いてございます。こちらについての現状、小学校・保育園向けにやってございますけれども、こちらについても新しくプラスチックが２年前から始まったというところで、こちらの適切な排出方法というプログラムを入れてございますし、工夫を図っているところでございますけれども、今後さらなるごみ減量というところで、そういったチャンネルも活用しながら、またちょっと今現状、計画段階のものも色々ありますけれども、新たな施策についても引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○委員　先ほどもご説明がありましたけれども、外国籍の方の出張授業とか、あるいは日本語教室とか日本語学校とかとの連動もあるというふうに伺っておりますので、地域との共生というところで、そういった点もやっていただければと思っています。

もう一点。やはり適切な捨て方というところで問題になっているのが、リチウム電池の捨て方でございます。これは火事にもなっていて、板橋区内でもバッテリーの火事があったと報告されているところですが、これも捨て方がよくないと収集車が燃えてしまったり、施設自体が燃えてしまうこともありますので、この捨て方についてどのようにしていくかというところを教えてください。

○資源循環推進課長　今、委員からありましたように、リチウムイオン電池、小型充電式電池

というところで、これは一応報道にも出ていますように火災の原因になっているというところで、特に清掃事業にとって言いますと、車両、中間処理施設というところで実際に火災も起きているところが現状でございます。こういった現状におきまして、区では４月１日から、基本的にはこちらの回収はＪＢＲＣさん、会員企業の方が基本回収店で回収が原則なんですけども、現在、外国製であったりとか、表現が悪いですが、粗悪品、また、膨らんでしまって今にでもちょっと熱を帯びている大変だというものに関しては、４月１日から個別または不燃ごみでの回収を実施しているところでございます。不燃ごみの収集は月２回あるんですけども、そこに別の袋でリチウムイオン電池等を出していただきまして、そこにリチウムイオン電池が入っていますという表示をしていただくというのが集積所の出し方でございまして、もう一点が、膨らんでしまって熱を持ってしまった場合につきましては、どうしても月２回まで待てないという区民の方につきましては、区役所と清掃事務所で直接お持ちいただいて回収しているという取組も実施しているところでございます。こちらの周知につきましては、広報、ホームページに加えて集積所についても看板で貼って周知しているところでございます。現状、実績は最初ちょっと少なかったんですけども、徐々に伸びてきているというところでございますので、引き続きこれらの状況に加えて、先ほどの啓発という部分が出ましたけども、そういったものを活用しながら周知は引き続き図ってまいりたいと考えてございます。

〇委員　そういったバッテリーだけではなくて、区民の皆様のところに発生するごみもすごい多様化していまして、その捨て方が分からないと、結局不適切な捨て方になっちゃったりとか、あるいは不法投棄になってしまうこともあると思いますので、引き続きちょっと注視をしていただければと思います。

〇委員　私、前回からの参加なので、過去の背景は知らないですから、ちょっと今さらという話になってしまうかもしれないんですけども、そもそも環境基本計画の中の区民、事業者との連携ということと、あと、一般廃棄物処理計画の中の内容なんですが、この一般廃棄物処理計画の中には、いわゆる家庭ごみとか有料シールを貼付して区が収集する一般廃棄物の事業者のことは主に記載されているんですけれども、板橋区内の約９割の事業者は許可を持つ許可業者に委託されていると思います。その情報というのがあまり反映されていないというのはなぜなのかなと私はずっと思っていて、今おっしゃるとおり、リチウムイオン電池の問題だったり、先ほど出たシェアハウスの問題、許可業者側からすると、今、民泊の問題も、あれも事業計画にくくられていますので、やっぱり同じような問題が起こっているんですね。聞くところによると、清掃会社が入っていて、外国人とかが利用した後に、その清掃会社が部屋の中を清掃して、そのごみを許可業者、事業系の廃棄物処理許可業者に渡すという流れになっているんですが、分別がひどくてどこも引き取ってもらえないと。結果どうするかというと、清掃会社が家に持ち帰って家庭ごみで捨てているということを聞いています。そんなような事業系、家庭系を問わず、色々なやっぱり諸課題があると思いますので、排出実態とか等々を含めて、一般廃棄物処理計画が家庭系だけではなく、事業系の内容も盛り込むべきと思いますが、いかがでしょうか。

〇資源循環推進課長　こちらは一般廃棄物処理基本計画なんですけれども、委員のおっしゃった、基本的には区が収集するものが中心の収集計画となってございますので、事業者さん同士の契約に基づく廃棄物については記載がないというところでございます。これはそういった法律の位置づけで作成するものでございますけども、今、委員からもありましたように、そこの

事業系ごみの排出に当たっては、委員も含めて多方面からご意見を頂いておりまして、実際収集で事業者がすごい被害といいますか、苦労をしているというところは課題として認識しているところでございます。今年度ですけども、一応事業者向けという、そういった声もありましたので、事業者向けの啓発チラシというところを現在予定してございます。こちらについてはチラシというところなので、正直言って効果は限定的かもしれませんが、今回そういった声もあって初めてする取組でございますので、こういった取組に加えて、区としてもやはり適切に排出してもらうということはこれは大事なことだと思いますので、そういった区としてもその辺に対してはご意見も聞きながら可能な限り努力はしてまいりたいと考えてございます。
○委員　１５ページの収集運搬の件についてお伺いしたいと思うんですけども、様々な事業の担い手不足という様々な課題を抱えているのは認識をしています。その上で、この１５ページの下にあります高齢者・障がい者等に対する戸別収集の件数というところなんですけども、今、私の周りにも非常に助かっているというようなお声を多く頂いておりますけれども、実際に高齢化への進展に伴って戸別収集の需要はさらに増加するというふうに考えております。一方で、収集の担い手というところに関しましては、ニーズが増えても現在の体制で継続が可能なのかという、対応ができるのかというところで、体制確保についての取組は、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。
○資源循環推進課長　職員の体制というところでございますけども、やはり今委員がおっしゃっていただいた戸別収集につきましては、近年高齢化に伴いましてニーズが上がっているというところは認識しているところでございます。我々としてもそういったニーズの拡大、ニーズが多くなってきたというところもあって、対象者の拡大の検討を行っていきたいという考えはございますけども、一方で、先ほど委員からもありましたように、職員の確保というところも非常に今は重要な、今、我々としても人員不足の中で課題として思っているところでございます。こちらにつきましては、採用につきましては区の募集の下、計画的にといいますか、直営職員というのは今現状採用しているというところでございますし、どうしてもこちらのサービス拡大についても本体部隊といいますか、いわゆる可燃ごみ、不燃ごみの体制と均衡を見ながらというところになってきますので、そういった収集効率とニーズのバランスを見ながら、もちろん職員も採用しているところでございますので、限られた人員で対応できるよう、そこについては慎重にこちらも判断してまいりますし、なるべく多くの方のニーズに応えられるような体制は組んでまいりたいと考えてございます。
○委員　継続が可能になりますように体制の確保をしっかりとお願いしたいというふうに思っております。
　あと、１０ページのところなんですけども、計画目標のこの図の内訳にありますけど、令和６年から１７年に向けて資源ごみに関しましてはほぼ横ばいの中で、ごみが２５％削減をしていくというふうなお話を伺いまして、実際に削減するために区として特に効果が大きいというふうに考えている施策がもしありましたらお聞かせいただければと思います。
○資源循環推進課長　区で取組をしているごみの減量というところ、これ今の極論を言ってしまうと、ごみを資源に持っていくというところと、そもそもごみを出さないというところの取組が非常に重要だと思っていまして、現状これだけ今リサイクルの品目が増えていますので、なかなかリサイクルの品目を増やすことが難しいというところでございますので、減らせるところになりますと、どうしても可燃ごみにございます生ごみであったりとか粗大ごみというと

ころが中心になってくるというところでございます。現在、区が取り組んでいる今年度から取り組むものでございますけれども、生ごみの減量プログラムということで生ごみの３きりチャレンジを現在実施してございまして、１つ目が、使いきりチャレンジというところがございます。こちらにつきましては、ご自宅の冷蔵庫の中身をチェックして整理整頓を活用して、しっかり未利用の食品が出ないような記録を取っていただいて、その記録を出していただくと、区の地域通貨、いたばしペイのポイントを付与する方法もございますし、あと、従前からやってございます食べきりチャレンジについても拡充していまして、こちらについても区内の登録店で食品ロス削減の取組の１つとして、頼んだメニューを食べ切るというシンプルなものでございますけれども、こちらについても一定の店舗で達成したらポイントを付与するという取組、あと、水きりチャレンジというところで、生ごみのほとんどが水分というところで、捨てる際に水を切っていただく取組をする。こういった取組を行った方に同じくポイントを付与するという取組を実施しているところでございます。

　もう一つ粗大ごみというところでございますけども、４月１日から粗大ごみで排出されていた毛布、毛布も洗濯済みのものにはなるんですけども、拠点で回収を開始したというところがございます。今後も粗大ごみの品目によってはリサイクル可能なものが、例えば繰り返しまたさらに使えるものというのもありますので、そういったところも研究しながら、先ほどの生ごみの施策と併せてごみの減量には取り組んでいきたいと考えてございます。

○委員　先ほど委員さんからもあったんですけれども、ここで不足する担い手の確保の観点から、私は資源回収について伺いたいと思います。

　概要版の５ページのところで資源回収量が令和６年で増えているなと思っていまして、すごくいいことだなと思っているのですが、つい先日、区民の方からのご相談の機会に資源回収の事業者さんとのお話を伺う機会があったんですが、人手が足りなくて大変だというお話をされていて、区の方でどのように把握されているかということと、それからどのように今後サポートをやっていかれるご予定かということについてお聞かせください。

○資源循環推進課長　資源回収というところで、今、集団回収の部分もそうだと思うんですけども、集団回収は地域でリサイクル活動をやってリサイクルを分別していただいて事業者さんと直接契約してやっているという取組でございますけども、事業者さんからも、地域の方からもそうですけども、先ほど担い手というところもありましたし、事業者さんについてもなかなか人がいないといって、あと、今、古紙相場というものもちょっとなかなか上昇していないというところなので厳しいというお声は聞いているところでございます。なかなか人手不足というところでは、先ほど申し上げましたが、区の方もなかなか厳しいところがありますし、なかなか事業者さんのそこはお手伝いができないところでは正直あるとは思います。その中で、集団回収につきましては報奨金制度、協力した地域また事業者さんに報奨金の制度を設けているところでございます。こちらにつきましても、報奨金についても、こちらの方が補助を手厚くすれば、事業活動が比較的継続してできるという利点もありますが、区の財政状況もございますので、そこについてはバランスを考えながら区として総合的に判断してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員　集団回収の事業者さんですね、ありがとうございます。そうですね、区民の方からここまでだったらできるんだけどとおっしゃることと、あとは事業者さんがここからだったらできるんだけどというところの間に少し隙間があるというふうに今回感じましたので、そこの

ちょっと穴埋めができるようなぜひ支援をお願いしたいと思います。報奨金の方のサポートをぜひお願いします。
○委員　私の居住する地域と比較しながら質問をいたします。拠点回収である板橋区では「拠点回収の充実」ということは拠点の数を増やすこと、ということでしょうか。さらに拠点回収の充実で、使用済小型家電、廃食用油、古布・古着、それから歯ブラシの拠点回収をということは、これが普通の廃棄物を排出するところと一緒なのかどうか伺います。加えて、高齢者や障がいのある方たちの拠点への排出にボランティアの方たちの支援があるのでしょうか。
　なお、まとめ方として、廃棄物処理基本計画のところで薄いグリーンで各章の項目ごとに何か小さなキャッチコピーがあってわかりやすくまとめられていると思います。
○資源循環推進課長　まず、ご質問の資源回収の件でございますけども、私の説明もすごく簡単で申し訳なかったんですが、まず概要版の４ページのところ、資源の回収の一覧がございますけれども、結論から言いますと、資源回収集積所、個別ではないですが、集積所での回収、通常のごみを出している集積所の回収と、委員がおっしゃいました拠点、区施設の拠点回収の２パターンを行っているという現状でございます。ちなみにこの４ページで申し上げますと、資源の分類の古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、こちらが集積所でございます。集積所回収をやっているものです。それ以下のものが基本的には拠点回収ということで、区施設であったりとかの場所で持ってきてもらって回収というものになってございます。集積所については、なかなか今後増えるという、なかなか戸別収集というのは今現状の人材であったりとか作業効率の観点からも色々と慎重な検討が必要なので、現状戸別収集の予定や、ボランティアの方たちの支援制度はないんですけども、引き続き集積所回収は現状の場所で、拠点の回収については、先ほど委員からも出ましたけれども、例えば箇所を増やしていけば、たまたま近くにできた場合というところもありますので、それは設置する施設の都合もあるかとは思うんですけども、なるべくそれは拡充に努めていきたいというふうに考えているところでございます。
　ちなみに１つ申し上げますのは、廃食用油、油につきまして、先日、民間事業者さんとの協定を６月１９日なんですけども結びまして、そこの協定会社さんの協力で、今までは区の施設が中心であった油の廃食用油の回収を、今後、民間施設、例えばですけども、実現していますのが、信用金庫さんだとか、そういったところにも拡充をしております。実際、今後は民間施設にも拡充をしていきますので、区民の方の利便性向上には引き続き努めてまいりたいというふうに思ってございます。
○委員　油の回収に関して、北海道の某自治体の事例を紹介します。小学校の玄関が回収の拠点になっていて、児童が学校に来るときに廃油を持参し、学校の玄関にある回収ボックスに入れて、業者さんが回収に来る仕組みです。児童は環境学習もでき、油の量に応じて図書館の本が増えるという仕組みです。学校で集めるメリットは、図書の本が増えるということに加えて、さらに各家庭も協力するという仕組みがあり、廃棄物回収においてもウェルビーイングに暮らせる仕組みができていることです。
○委員　１件だけ質問をさせてください。まず概要版の１３ページの中央のところに、施策２－３として「販売店と連携した取組の推進」というものがあります。これどんなことをやっているのかなと思って本編の方を見てみたんですけど、本編の４６ページを見ると、一番下の販売店と連携した取組の推進というものが書いてあるんですが、「いたばしエコ・ショップ制

度」が平成３０年度より募集を停止というようなことが書いてありました。さらに、ちょっと先に進めて５２ページのところに、施策２－３の説明が書いてあるんですけれども、５項目ぐらい書いてありますが、恐らくこれ５項目全部じゃないかもしれませんが、いたばしエコ・ショップ制度というところでやっていた部分も多いのかなというふうに思っています。発生抑制って結構再利用のところというのはどうしても制限があるのか、ここまでしかできない部分もあるのかなと思っていて、やっぱり減らすためには発生抑制というのも必要で、発生抑制、日々のお買物の中であると、地域の販売店との協力というのはどうしても必要になってくるのかなというふうに思っています。いたばしエコ・ショップ制度というのを募集停止してしまった経緯と、あと今後具体的に、もちろんここの項目に書いてあることをやっていくとは思うんですけれども、この項目を進めていくに当たって具体的な取組というのを何か考えている部分があればお聞かせください。
○資源循環推進課長　こちらは販売店との連携した取組というところで、さっき委員がご発言いただきましたけれども、今、記載のとおり、例えば繰り返しというところで、修理の促進であったり、包装を量り売り等を実施する支援というところでございます。実際、具体的な策というところで、現状まだ検討中の部分はあるんですが、やっぱりこういったところの我々もまだ情報が不足しているところがございます。今後はそういった情報収集するとともに、例えばですけど、なかなか区役所なんで特定の事業者さんをご紹介できないところではあるんですが、こういった事業者さんと連携して、連携したところで一緒にこういった施策を進めていくというところは取組として考えているところでございます。
　エコ・ショップの件なんですけれども、こちらについては、販売その他積極的に取り組んでいる事業者を認定して紹介する制度というところでございましたけども、こちらなかなか認定店が伸びなかったというところもございまして廃止した経緯でございますので、そういったところもありますが、先ほど申し上げた施策、今色々なリサイクル業者、リユース事業者さんというのは増えてございますので、先ほど粗大ごみから、粗大ごみと可燃ごみからもう持っていくしかないというお話をしましたけども、それが１つ粗大ごみの部分の、今かなり民間事業者との連携というのは今後も重要な視点だと思ってございますので、そこは引き続き考えていきたいとは思ってございます。
○委員　質問ではないんですけども、板橋区では「結ネット」という町会、連合会とか何かに働きかけて、まちのネット化を中心に進めているんですけども、うちも３年前ぐらいにネットで情報発信するようにしました。そして、年２回行われるクリーンデイとか何かなんですけども、１００名近くの方が出席します。そのときに若いお母さんたちが子供さんたちを連れて参加するんですね。１００人ぐらいで子供さんが３分の１ぐらい、小学生とか学校に上がっていない子供もいるんですけども、そういう方がクリーンデイでまちを掃除するというか、色々きれいにしていくという、そんなことを皆さん頑張ってやってくれています。特に子供さんたちにはお菓子をあげるということで喜んでまた来てくれるんで、そういう情報発信の中で教育するというか、皆さんに理解していただく。特に若いお母さんたち、昔は町会の上の高齢の方とか老人会の方とか、そんな方がクリーンデイに出席する方が多かったんですけども、今はもう本当に若いお母さんたちが子供も連れて参加してくれると。ごみ袋をもらったりとか、そんなことで皆さん喜んで来てくれる。それでまちをきれいにするという、そういう教育ですか、気持ちが皆さんに伝わると、やっぱりまちの中のごみが少なくなりますね。だから、本当にネッ

ト化というか、町会は今、特に区の方では結ネットをやれということで進めていますので、そういうネットを利用しながらまた環境の教育というのをやっていただければなと思います。よろしくお願いします。
○資源循環推進課長　この結ネット、我々も認識してございまして、今後こういったのが地域の方の周知ということで非常に重要なツールということは認識してございます。先ほどから出てきていますけど、周知啓発は非常に重要ですので、情報発信の１つとしてぜひ活用させていただければと考えてございます。
○会長　ほかにご意見がないようでしたら、以上をもちまして第６９回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。
　それでは、進行を事務局にお返しします。
○環境政策課長　伊香賀会長、ありがとうございました。本日頂きましたご意見につきましては、「環境基本計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、今後の施策の推進に当たりまして、より充実に向けて参考とさせていただきたいと思っております。
　次回の会議につきましては、１月１５日金曜日の午後２時から予定をしてございます。次回は、両計画の進捗状況の報告を予定してございます。また改めてご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
　それでは、以上をもちまして本日の資源環境審議会終了とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。